

## 令和3年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 3 年 8 月 26 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
<p>○ 1 番 野中 孝                      ○ 2 番 瀬川 靖典                      ○ 3 番 佐次川 茂</p> <p>○ 4 番 益本 徳市                      ○ 5 番 松永 敬資                      ○ 6 番 松本 堅一</p> <p>○ 7 番 武部 文男                      ○ 8 番 太田 重敏                      ○ 9 番 梶山 達男</p> <p>○ 10番 崎村 康子                      ○ 11番 大石 恵子                      ○ 12番 久保 繁徳</p> <p>○ 13番 松永 勝也                      ○ 14番 高田 良彦                      ○ 15番 田中 康</p> <p>○ 16番 松本 由美子                      ○ 17番 柿山 享                      ㊚ 18番 吉原 順穂</p> <p>○ 19番 伊藤 薫</p>		
出席農業委員数 19名                      在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
<p>○ 山下 勝美    ○ 大久保 耕次    ○ 山口 康明    ○ 濱崎 稔    ○ 増山 新太郎</p> <p>○ 末永 勇      ○ 鈴立 企一      ○ 百枝 純治    ○ 瀬川 和男    ○ 渡口 学</p> <p>○ 前田 清人    ○ 志水 悦男      ○ 紙本 政信    ○ 北川 廣海    ○ 瀬川 伸清</p> <p>○ 松本 覚二</p>		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	係 長 有浦 豊久
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番                      大 石 恵 子	12 番                      久 保 繁 徳	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、8月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。遅刻の届出ですが、農業委員18番の吉原委員、推進委員3番の岩木委員、11番坂本委員から連絡がっております。総会に入る前に移動農業委員会について、1点皆様にご連絡いたします。移動農業委員会につきましては、農地パトロール終了後に18時30分からそれぞれの地区で開催するようにはしておりましたが、新型コロナウイルスの感染が中々収まらないということで、松浦市では昨日までで39人の方が感染してらっしゃいまして、8月だけで18人の方が感染しておられます。県内におきましても同様に若い方を中心に増えておりまして、雲仙では100人を超える日もありました。そういう訳で、県の方におきまして、19日にあります県独自の緊急事態宣言というのが発令されまして、この期間が9月6日までとなっております。これを受けまして市役所内でも会議をしまして、20日から翌月の6日までの緊急事態宣言に合わせて会議イベント等については原則中止をするということに決定いたしました。その中で、移動農業委員会併せて人・農地プラン説明会を開催するとしていたものを中止するということが皆様方に連絡をしております。更に昨日の夕方、国の方から長崎県はまん延防止措置の区域に入れるということで27日、明日から9月12日までですが、県も緊急事態宣言もそれに合わせて延ばすということになっておりますので、今回につきましては移動農業委員会の日程を延期しておりますが、改めて入れるようなことはできないかなと考えております。ただ9月15日と16日に予定している鷹島、福島地区も移動農業委員会と人・農地プラン説明会については、今のところは予定どおり開催したいと思っております。実施が出来なかった4地区、御厨、上志佐、調川、志佐地区につきましては、改めてこのまま感染が収まれば、おそらく12日に解除になるだろうと考えられますので、その際は10月4日の週から4地区を開催したいと思います。仮に延長となれば9月一杯までが考えられますので、9月下旬、18日の週から4地区は行いたいと考えておりますので、委員の皆様にはご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

会長

お疲れ様です。今、局長から報告がありましたように、農地パトロールと移動農業委員会を並行して行ってきましたけれども、星鹿地区、今福地区だけ終了した時点で、現在延期の状態です。その後の状況についても12日までは完全に動けないという状態ですけども、その後はコロナ関係については見通しが立ちませんので、延期した期日を移動農業委員会の中に人・農地プランの説明もありますので、農業委員会だけではできず、農林課との協議が必要ですので、未定ということで皆さんにお知らせをしておきたいと思っております。

さて、今年は平年に比べ20日早く梅雨入りしたかと思えば、7月は松浦では全く雨が降らない状況が続いて、8月は記録的な大雨が続いて雲仙市辺りでは1,000ミリを越す降雨量を記録し災害等も発生しております。そのような状況の中で、先月の総会終了後に緊急動議によりまして水不足による干害対策について話し合いが行われ、市長に要望書を提出してはどうかということが

決議されました。そのことを受けまして、7月29日に吉原会長代理と私と二人で友田市長に要望書を提出してきました。要望書の内容及び回答については後ほど事務局から説明を行いますので私からは省略します。要望書提出後、2、3日で松浦も雨が降り始め、松浦市にとっては恵の雨と思いましたが、九州各県を初め西日本では土砂災害洪水等大きな災害が発生して皆様もご承知のとおりだと思います。被災地、被災者の方々に対し、心からお見舞い申し上げて私からの開会の挨拶といたします。

議長            それでは、総会に入ります。議事録署名人の指名を行います。11番大石恵子委員、12番久保繁徳委員のお二人にお願いします。

                  続きまして、報告事項です。事務局から報告をお願いします。

事務局            こんにちは、お疲れ様です。報告事項です。議案1ページをご覧ください。報告事項1. 農地移動適正化あっせん事業報告でございます。令和3年6月21日に東京都江戸川区西一之江[ ]丁目[ ]番[ ]号、[ ]氏からのあっせんの申し出です。8月2日、松浦市市民福祉総合プラザであっせん会を開催し、対象地の1筆 御厨町大崎免[ ]番地について、相手方は御厨町大崎免[ ]番地、[ ]氏と売買ということで協議が整いました。16日に、同プラザにおいて調印式を行いました。あっせん委員の大久保委員、山下委員ありがとうございました。以上です。

議長            あっせん委員の大久保委員、山下委員お疲れ様でした。それでは、あっせん委員から報告をお願いします。

推進委員            推進委員2番大久保です。8月2日に、説明のとおり別館の青プラザで私と山下委員、事務局と当事者の方とあっせん会を行いました。申出人の方は東京にお住まいですので電話での交渉となりました。あっせんの候補ということで、相手の方は地元の[ ]氏に相談されたところ、この農地が荒れても困るからということで決まったところです。交渉については、持ち主の方は、農地の価格は分からないので相手の申し出金額が良いという話しではありましたが、この水田は基盤整備が来ていますので、ある程度の価格にはなるということで私の方でもって交渉をしました。364㎡を15万円という価格でお互いに同意していただきました。この相手方の下の土地に担い手の農家の方々がございまして、水稻等大きく経営されてございます。この土地の飼料作物等についても荒らすことなく利用していただけるものと思っております。以上です。

議長            ありがとうございました。お疲れ様でした。  
                  次に移ります。事務局をお願いします。

事務局            報告事項2です。農地転用許可不要案件届出書の受理報告です。2件あります。

届出人は、東京都世田谷区玉川 丁目 番 号、 株式会社  
基地局設置統括部部長、 氏、農地の所有者は調川町中免 番地  
氏、農地の表示は調川町中免字福田 番地、地目は畑、面積は  
4 5 5 m<sup>2</sup>のうち4 m<sup>2</sup>です。事業目的は、通信エリア拡大のために無線基地局を  
建設するというものでございます。転用期間は5年間で、以後申し出がなければ  
同一内容で自動更新されます。届出日は令和3年7月30日、受理日は同年  
8月5日です。

2件目です。届出人は志佐町里免 番地、 氏、農地の  
所有者は、鷹島町神崎免 番地、 氏、農地の表示は、鷹島町  
神崎免字伊野利 番、地目は畑、面積は5 3 2 m<sup>2</sup>のうち5 1 . 4 m<sup>2</sup>で  
す。事業目的は神崎地区耐震性貯水槽を建設するというものです。転用期間は  
永年です。届出日は令和3年8月12日、受理日は同年8月16日です。

続きまして、報告事項3です。農地法第18条第6項の規定による通知、合  
意解約について、ご説明いたします。1件目の貸人、 氏、借人、  
 氏の分から資料2ページ最終行の貸人、 氏、借人、 氏  
の分までの12件すべて農地中間管理事業への借換え分になります。通知年月  
日は、令和3年8月12日で、同日受付です。

続きまして、報告事項4です。議案の3ページと4ページが関係資料になり  
ます。会長の挨拶にありましたように、7月27日の定例総会におきまして緊急  
動議で決定されました渇水対策支援の要望書につきまして、総会の翌28日  
に農業委員会運営委員会を開催し、委員さん方に要望書の内容を協議していただ  
き、翌29日に農林課も同席し、伊藤会長、吉原副会長から市に対し、要望  
書を提出いたしました。要望書でございますが、本文は省略し、要望事項を読  
み上げさせていただきます。1. 水田等のポンプアップに必要な備品（ポン  
プ・ホース等）購入費用及びそれらに係る費用（燃料費）等の助成。2. 給水  
車、ポンプ、ホース等のリース料の助成。3. その他、渇水対策に係る諸費  
用。という内容で要望書を提出いたしました。それに対し、議案は4ページに  
なります。市より8月5日、回答がなされました。こちらにつきましても、書  
面中ほどに要望事項がありまして、その下に回答が記載されていますので、読  
み上げます。7月10日から干天が続き、既設の用水源の枯渇や用水の減少に  
より、農業者の方には、農作物への影響による相当の不安やその対策に大変ご  
苦労されていることと存じます。今後も続くと予想される干天による対策とし  
まして、市の干害応急対策事業助成要領に基づき、緊急の施策を計画しており  
ます。まずは枯渇対策の状況を把握する必要があるため、7月30日に農政協  
力員を通じて皆様へ周知し、情報の収集を行うよういたしました。今後は、個  
別の事情に応じた用水源確保に係る助成等を行う予定としております。という  
回答書でございました。回答書にもございますように、要望書を提出した翌日  
には、所管課である農林課が早速に対応しまして、農政協力員のご協力を得な  
がら、農業者の皆様へ支援策等の周知がなされております。8月19日を報告  
期限として情報を収集、受付等を行っているようです。結果、計11件の補助  
の申請がなされています。費用総額は100万円。補助は2分の1ということ  
です。以上です。

議 長 市長に対する要望書の内容、結果、回答、それから結果の報告がありました  
が、これにつきまして皆様の方から何かご意見等ございますか。

事務局 はい。補足説明をさせていただきます。先ほどの11件の申請の町毎の内訳  
です。今福町で4件、調川町3件、志佐町2件、御厨町2件の合計11件の申  
請ということです。申請された内容、購入されたもの、かかった経費等につ  
きましては、ホースのリース料、電気料、燃料費が主なものとして申請されて  
いるようです。

議 長 今、事務局から報告がありました。皆様から特にご意見等なければ了承し  
たいと思います。引き続き報告事項を事務局からお願いします。

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)

**農地法関係**

申請事由	件数	面 積		
		田	畑	計
第5条 一般個人住宅	1		348 m <sup>2</sup>	348 m <sup>2</sup>

**農用地利用集積計画**

権利の種類	件数	面 積		
		田	畑	計
所有権移転	1	364 m <sup>2</sup>		364 m <sup>2</sup>
利用権設定	50	170,474 m <sup>2</sup>	5,927 m <sup>2</sup>	176,401 m <sup>2</sup>
賃借権	20	44,350 m <sup>2</sup>	2,991 m <sup>2</sup>	47,341 m <sup>2</sup>
使用貸借	30	126,124 m <sup>2</sup>	2,936 m <sup>2</sup>	129,060 m <sup>2</sup>
計	51	170,838 m <sup>2</sup>	5,927 m <sup>2</sup>	176,765 m <sup>2</sup>

**意見書関係**

申請事由	件数	面 積			
		田	畑	山林	計
農用地利用配分計画(案)について	41	166,013 m <sup>2</sup>			166,013 m <sup>2</sup>
農業振興地域整備計画の変更について	3	1,998 m <sup>2</sup>	630 m <sup>2</sup>	1,922 m <sup>2</sup>	4,550 m <sup>2</sup>
計	44	168,011 m <sup>2</sup>	630 m <sup>2</sup>	1,922 m <sup>2</sup>	170,563 m <sup>2</sup>

議 長 事務局からの報告が終わりました。何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 意見はないということで、報告事項は了承したいと思います。  
続きまして、議事に移ります。議案第52号農地法第5条の規定による許  
可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案の7ページ、事件番号1です。位置図、字図、配置図、立面図を115ページから119ページに添付しております。118ページの配置図に関し、申請者より再提出がありましたので、差し替えの配置図をお配りしております。配置図はそちらをご覧ください。それでは、内容ですが、譲受人は御厨町前田免■■■■番地■■、御厨上坊団地■■■■、■■■■氏、譲渡人は御厨町狩原免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は小船公民館から北西に約500メートルの位置にあり、所在地は御厨町狩原免字大西田■■■■番■■■■地目は畑、面積は348㎡で、贈与による所有権の移転を行うこととなっております。転用の目的は、一般個人住宅を建築するものです。農地区分は、10ha以上の団地内にある農地のため第1種農地となり、原則許可ができませんが、日常生活上必要な住宅を、既存の集落に接続して建築するものであれば許可できるとの例外規定があり、本申請はその例外に該当しますので、許可となるものです。このことにつきましては、事前に県へも確認をしているところです。次に、土地利用計画について、本日お配りした配置図をご覧ください。敷地は現状のまま整地して利用します。排水計画は、雨水を敷地内に新設する側溝へ排水し、汚水及び生活雑排水も浄化槽処理後に同じく側溝へ排出され、最終的には隣接する原野・山林へ自然流下、いわゆる地下浸透する計画です。なお、地下浸透する隣接地の所有者は譲渡人である川上氏です。地下浸透に関しては長崎県浄化槽事務取扱要領において放流先が無い場合に、現地調査等を行った上で認められるものであると明記されており、このことについては県北保健所へ確認をしたところです。なお、本件においては、県北保健所と協議中であるとのことでありました。従いまして、これらのことを考慮して、排水が近隣の営農へ影響するかどうかとの観点から考えたとき、直接流れ込む水路や隣接した農地が無いということで、本排水計画で問題ないと考えます。最後に、融資証明書で資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われます。以上、ご審議をお願いします。

議 長

続きまして、現地確認に行かれた松永委員の報告をお願いします。

農業委員

5番農業委員の松永です。8月20日、当番委員と事務局4名で現地調査に行っていました。事務局より詳しく説明がありましたとおりです。特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。

農業委員

6番の松本です。20日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおりでございまして、周り周辺は全部所有者の土地でございまして、迷惑をかけるようなこともございませんでした。差し替えの配置図があるかと思ひます

が、U字溝を半分まで計画しておったのですが、一番右の角までU字溝を設置する計画です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。現地確認、それから地元委員のご意見を伺いましたけども他に皆さんからご質問、ご意見等ございませんか。

農業委員 はい。余計なことかも知れませんが、進入道路、公衆用道路はどうですかね。これが国交省の土地になってるんですよね、おそらく。こういうのを利用してね、排水とかの計画をできないものかなど。余計なことかも知れませんが、と思ってます。垂れ流しではなくね、そういう風に考えています。  
(武部委員)

事務局 公衆用道路は既存の側溝等があれば排水の利用はできるんですけど、公衆用道路がありますが、これは農林課に確認しましたら、土地改良事業で出来た道ということでもあり、自然流下、地下浸透という方法もあったので、そこも含めて検討されたようです。おっしゃるように利用できるものがあれば、そこは検討すべきものであると思います。

議長 私もそのところでですね、問題あるのじゃないかと考えたのですが、県北保健所も規制をするとすれば、その辺りするのではないかと思います。担当も保健所にはそのところ、きちんと確認をするということで申しておりましたので、よろしいでしょうか。

農業委員 はい。(武部委員)

議長 はい。他にございませんか。  
ないようですので、許可相当の意見を付して進達するものいたします。  
続きまして、議案第53号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は8ページをご覧ください。議案第53号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年8月27日としております。9ページの計画書は、報告事項で報告しましたとおり、あっせん事業にかかる売買による所有権移転分です。引き渡しの時期は公告後及び売買代金完済後でございます。10ページは、所有権移転を受ける■■■■氏の経営状況です。次に、資料12ページから13ページに賃貸借権再設定分、13ページに賃貸借権新規分、13ページから15ページにかけて使用貸借再設定分の各筆明細をそれぞれ添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 議案第53号につきましては、所有権移転が1件、利用権設定が25件、計の26件でございます。委員担当地区分の確認をお願いいたします。ご意見、ご質問等何かございますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、議案第53号につきましては、計画どおり決定をいたしたいと思えます。

続きまして、議案第54号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

こちらは、委員関係分ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、梶山委員はご退席をお願いします。

～ 委員退席 ～

議 長 それでは、議案第54号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第54号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年8月27日としております。21ページに使用貸借新規分の各筆明細をそれぞれ添付しております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 委員関係分が1件ですが、皆様から何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないということですので、議案第54号につきましては、計画どおり決定するものといたします。

～ 委員着席 ～

議 長 続きまして、議案第55号農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は24ページです。議案第55号農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。25ページから104ページにかけて、40件の配分計画書を添付しております。25ページから50ページにかけては、AtoBで公社が貸付ける分



13件です。51ページから104ページにかけては、AtoAで公社が貸付ける分で27件、合計50件です。始期は令和3年10月10日で、存続期間は10年で契約されております。以上でございます。

議 長           それぞれ委員の確認をお願いいたします。  
                  何かご意見、ご質問等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           では、問題ないということで、農業委員会として、市に対し意見書を提出することといたします

                  続きまして、議案第56号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。こちらは、委員関係分ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、梶山達男委員はご退席をお願いします。

                  ～ 委員退席 ～

議 長           それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局           議案は108ページです。議案第56号農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。109ページに各筆明細、110ページに■■■■■■氏の経営状況を記載しております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長           何かご意見等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないということですので、議案第56号につきましては、農業委員会としては問題ないとして市に対し、意見書を提出することといたします。

                  ～ 委員着席 ～

議 長           続きまして、議案第57号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局           議案第57号農業振興地域整備計画の変更についてを説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律施行規則で第3条の2第2項の規定により意見を求められましたので、意見書を提出するものです。

事件番号1が農用地区域への編入、事件番号2、3が農用地区域からの除外です。

事件番号1です。位置図を議案120、121ページに添付しております。所在地は今福町坂野免字大平■■■■番、地目が山林、面積1,285㎡、同じく525番1、山林、637㎡の2筆で、坂野公民館から北東に約120mのところにあります。所有者は今福町坂野免■■■■番地、■■■■氏です。変更の理由は、2筆とも■■■■氏がみかんを栽培しており、近々みかんの改植事業を行うということで、この補助事業を活用するために農用地区域へ編入を行うものです。

事件番号2です。位置図を120、122ページに添付しております。所在地は今福町木場免字苛ノ久保■■■■番■■■■、地目は畑（うち原野）、面積は221㎡（うち原野19㎡）、同じく1080番1、地目は畑（うち原野）、面積は320㎡（うち原野19㎡）、同じく1081番、畑、89㎡の3筆で、木場公民館から南西に500メートルのところにあります。所有者及び転用者は、今福町木場免■■■■番地■■■■、■■■■氏です。変更の目的及び理由は、■■■■氏の次男が農業後継者としてUターンして住宅を建築するとのことで、農用地区域から除外するものです。土地利用計画は、50cm程度の盛土を行い、排水は雨水及び汚水処理水ともに水路に放流する計画です。これらによりまして、申請地は農用地区域の端に位置しており、除外されても農地の集団性は保たれること、農業用水路等への支障もなく周辺農地への影響もないものと考えられることから、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれるところです。

最後に事件番号3です。位置図を120、123ページに添付しております。所在地は志佐町池成免字堀川■■■■番■■■■、地目は田、面積は1,998㎡で、松浦市役所から南東に約2.5キロメートルのところにあります。転用者は、志佐町池成免■■■■番地、■■■■氏です。変更の目的は、錦鯉の養殖池として利用されるというものです。申請地は農用地区域の端に位置しており、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられることから、農用地区域からの除外もやむを得ないものと見込まれます。

以上、3件についてご審議をお願いいたします。

議 長                    それでは、事件番号1の編入でございますが、地元委員の野中委員のご意見を伺います。

農業委員                農業委員1番野中です。農地パトロールの際に、現地を調査しまして問題はないと判断しております。

議 長                    事件番号2の除外について、地元委員の渡口委員のご意見を伺います。

推進委員 推進委員12番渡口です。農地パトロールの時に、現地を地元委員の方と一緒に確認いたしました。跡取りさんができるということで、これは良いことだと思っています。農地的にも問題はありませんでした。以上です。

議長 続きまして、事件番号3について吉原委員のご意見を伺います。

農業委員 18番の吉原です。事件番号3です。ここは、XXXXXXXXXX氏が錦鯉の稚魚の養殖をするために現在、畔を嵩上げして稚魚を養殖されておりました。これについては、あまり好ましくないということでおった訳ですけども、今回ははっきり言ってもう既に、今年本格的なため池を業者に依頼されまして、造られております。ちょっと順番が逆になっておるような感じもするんですけど、これについては事務局から今報告がありましたように、農地の集団性が保たれる、それには問題ないということ、また、用排水についても完全に独立しておりますので、それについても問題ない、周辺の農地にも影響はない、そういったことで農振農用地から除外されても問題はないかと思いました。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。では、それぞれご意見を伺いたいと思います。事件番号1について何かご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

議長 1番についてはないということで、事件番号2の除外について、ご意見ご質問等をお伺いします。何かございませんか。

委員 (なし)

議長 それでは、事件番号3について除外でございますが、ご意見等伺いたいと思います。

農業委員 はい。事務局の方、この前の現地確認の折に、今まで嵩上げして稚魚を養殖されていたということに対しては、あまり好ましくはなかったが、今回、農用地から除外をして最終的には転用申請をすることということになると思えますけれども、今までは、まあ仕方がないんじゃないかというところから、今回これははっきりさせないといけないということは、何ら法的なものの変更とかをしたように、ちょっと現地で聞いたんですけど、その辺を事務局説明していただけますか。(吉原委員)

事務局 はい。養殖池等、過去の判例によれば、農地として認められていたというところがありましたので、こちらもそのように理解していたのですが、年明けてから国からの通知がありまして、養殖池として利用する場合は、転用申請が必要なものであるということが今回示されたものですから、それに基づ

いてまずは今回、農振農用地の除外をしまして、それに引き続き転用の手続きを取っていければと考えているところです。経緯については以上です。

議 長 皆さんから何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 はい。ないということですので、事件番号1番、編入1件、事件番号2番、3番除外2件の計3件につきましては、何ら問題はないということで承認することとし、意見書を提出いたします。

以上で議事については全て終了いたしました。

この後、協議事項で集積関係の勉強会、映写会を35分程度行います。

これは、年度末にお知らせしている補助事業の一環でございます。非常に長崎県でもこういう事業をしているのは、2、3市しかないという大きな事業です。それでは事務局お願いします。

事務局 はい。本日、協議事項はありませんが、事務連絡をさせていただきます。

【農業委員会だよりの編集委員会の開催について（9月総会終了後）】

【活動記録簿の提出について（活動時間の記入）】

～ 休憩 ～

事務局 只今から、農地利用最適化推進活動の研修会、映写会を開催します。

【DVD放映：35分間】

議 長 以上で、総会を終了します。次回の農業委員会総会は、9月27日月曜日といたします。（場所 市民ホール）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 28 分